

確認申請
(出題年度別)

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積500m²、高さ9m、地上2階建ての事務所の屋根及び壁の過半の修繕 ○
2. 文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された、れんが造、延べ面積500m²、地上2階建ての美術館の移転 ○
3. 木造、延べ面積10m²、高さ8m、平家建ての倉庫の新築 ×
4. 鉄骨造、延べ面積500m²、平家建ての事務所の一部（床面積200m²）の、診療所（患者の収容施設があるもの）への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替は伴わないものとする。） ○

〔No. 3〕 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m²、平家建ての事務所における床面積10m²の増築 ○
2. ゴルフ練習場に設ける工作物で、ネットを支える高さ20mの鉄柱の築造 ○
3. 共同住宅の新築工事を施工するために現場に設ける延べ面積50m²、平家建ての工事管理事務所の新築 ×
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800m²、地上3階建てのホテルから共同住宅への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の様様替を伴わないもの）。 ○

〔No. 3〕 準防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m²、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8m²の増築 ○
2. 木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300m²のものにおける、屋根の過半の模様替 ○
3. 第一種住居地域内にある鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000m²、地上2階建ての水泳場の、体育館への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの） ×
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積300m²、地上3階建ての事務所内における、エレベーターの設置 ○

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積300m²、地上3階建ての既存の寄宿舍内におけるエレベーターの設置

2. 第一種低層住居専用地域内における鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000m²、地上2階建ての博物館の図書館への用途変更

3. 遊園地に設ける回転運動をする遊戯施設のうち、原動機を使用するメリーゴーラウンドの築造

4. 木造、延べ面積150m²、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕

○

○

○

×

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積300m²、平家建ての倉庫の屋根の過半の修繕 ○
2. 共同住宅の新築工事を施工するために設ける鉄骨造、延べ面積200m²、地上2階建ての仮設の工事管理事務所であって、現場以外の場所に設けるものの新築 ○
3. 鉄骨造、延べ面積100m²、高さ5m、平家建ての一戸建ての住宅における、鉄骨造、床面積15m²、平家建ての附属自動車車庫の増築 ○
4. 第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積500m²、地上2階建ての診療所（患者の収容施設があるもの）の、有料老人ホームへの用途変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの） ×

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m²、屋外観覧場の新築 ○
2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500m²、地上3階建ての物品販売業を営む既存の店舗内における、エレベーター(認証型式部材等に該当するもの)の設置 ○
3. 鉄骨造、延べ面積200m²、平家建ての事務所の、屋根の過半の修繕 ×
4. 木造、延べ面積300m²、高さ8m、地上2階建ての共同住宅の、寄宿舍への用途変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの) ○

〔No. 3〕 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。
ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積 100m²、地上2階建ての一戸建ての住宅における、床面積 10m²の増築 ○
2. 鉄骨造、延べ面積 300m²、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築 ○
3. 鉄骨造、延べ面積 400m²、平家建ての、鉄道のプラットフォームの上家の新築 ×
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500m²、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更 ○